

## 6 決算審査及び基金運用状況審査

### (1) 普通会計（一般会計及び特別会計）に対する決算審査の実施状況

#### ア 審査の対象

平成 29 年度静岡県一般会計及び 11 特別会計

#### イ 審査の期間

平成 30 年 7 月 24 日から平成 30 年 8 月 28 日まで

#### ウ 審査の結果

平成 29 年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の計数については、決算書、同附属書類、関係諸帳票、指定金融機関の現金有高表等を照合審査した結果、正確であることを確認した。

また、財政運営、予算の執行、会計及び財産・資金に関する事務については、一部改善を要する事項も見受けられたが、おおむね適正に行われているものと認める。

#### エ 審査の意見

(1) 収支が均衡した財政運営について	<p>本県の財政状況は、歳入決算額では主に県税や県債発行の増により、一般会計で前年度に比べ 1.0%増加した。</p> <p>県税は、最終予算額 4,956 億円に対し、33 億 8,000 万円余増の 4,989 億 8,000 万円余で、前年度決算額 4,903 億 3,000 万円余に対し、1.8%、86 億 5,000 万円余の増加となった。これは、景気の回復傾向等に伴い、前年度に比べ法人二税が 6 億 5,000 万円余(同 0.5%)、個人県民税が 51 億 3,000 万円余(同 3.5%)、自動車取得税が 15 億 9,000 万円余(同 33.5%)、軽油引取税が約 13 億 2,000 万円余(同 3.6%) 上回ったことによるものである。県税決算額が前年度を上回るのは 6 年連続となり、過去最高の決算額である平成 19 年度(5,669 億円余)の 88.0%、高い方から 6 番目となっている。</p> <p>県債は 1,798 億 9,700 万円余で、前年度決算額 1,471 億 9,000 万円余に対し、327 億 660 万円余の増加となった。これは、臨時財政対策債は発行減であったが、減収補てん債(特例分)や交通基盤債の発行増等によるものである。</p> <p>歳出決算額では、義務的経費については、前年度と比べ扶助費が 4.9%増加し、歳出全体に占める構成比が 9.1%となり、0.4 ポイント増加したが、教職員給与の政令市移譲に伴い人件費が 17.3%減少したため、義務的経費全体では 8.8%の減少となり、歳出全体に占める構成比は 5.3 ポイント減の 49.0%となった。</p> <p>投資的経費については、前年度から 9.6%の増加となったが、これは普通建設事業費のうち、補助事業費、単独事業費がそれぞれ 10.4%、10.6%の増加となったことなどによるものである。</p> <p>また、教職員給与の政令市移譲に対する財源の交付や新総合計画である静岡県の新ビジョンを推進する財源となる“ふじのくにづくり推進基金”の積立等に伴い、その他経費は前年度より 14.1%増加し、歳出に占める構成比も 36.7%と、4.2 ポイント増加した。</p> <p>次に、一般会計の県債残高についてであるが、財政健全化の目標に設定している通常債の残高は、1 兆 5,918 億 2,700 万円余となり、前年度末より 181 億 6,000 万円余減少し、着実に残高の縮減が図られている一方で、臨時財政対策債の残高は 1 兆 1,007 億 6,700 万円余となり、前年度末より 389 億 7,100 万円余増加した。</p> <p>また、県の財政構造を示す 7 つの指標を見ると、教職員給与の政令市移譲に伴う人件費の減少により比率が影響を受ける義務的経費比率と経常収支比率を除くと、前年度に比べて自主財源比率及び将来負担比率は悪化しているが、一般財源等比率、財政力指数及び実質公債費比率は改善している。</p> <p>さらに、財源不足への対応に活用可能な基金現在高は、平成 29 年度決算後時点で 353 億円となり、前年度の 182 億円より大幅に増加している。</p>
---------------------	--

	<p>以上の要素を勘案すると、県の財政状況は前年度よりも健全化していると評価する。</p> <p>一方で、県人口が減少する中で少子高齢化は一段と進んでおり、今後も社会保障関係費等の大幅な増加も当然のことながら見込まれる。また、国から元利償還金の財源保障があり実質的な地方交付税として扱われているとはいえ、臨時財政対策債の残高が1兆1,000億円を超えており、全体の県債残高の40%を占めるまでになっている。そして、回復傾向にある景気も絶えず拡大するとは限らず、注視していく必要がある。</p> <p>県では、近年の景気回復傾向の継続により、県税収入の大幅な増加が見込まれるなど、一般財源総額が増加する見通しを踏まえ、従来の財政調整用の基金を取り崩すことで財源不足を補う財政運営からの転換を図り、基金を除いたその年度の歳入によってその年度の歳出を賄う、収支が均衡した財政運営を目指すことを、平成30年度からスタートする新総合計画「静岡県の新ビジョン」の目標に掲げたところである。</p> <p>今後の財政運営の考え方である「収支が均衡した財政運営」を達成するため、歳入歳出の改革を進め、従来の取組以上に歳入の確保や歳出の見直しを推進するとともに、国に対してはあらゆる機会を活用して、中長期的に安定的な税財源の構築、臨時財政対策債の廃止を含めた改革と償還財源の別枠での確保を強力に働きかけられたい。</p>
<p>(2) 収入未済額の縮減への取組について</p>	<p>収入未済額から徴収猶予等の措置をとったものを除いた実収入未済額が、平成22年度の205億6,785万2千円から減少に転じ、平成29年度には105億5,003万9千円と約半分にまで縮減していることについて、その努力は評価できる。県税関係、県税関係以外のそれぞれの状況は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県税関係 <p>県税に税外収入の加算金を加えた実収入未済額は64億2,034万円余となり、前年度に比べ13.5%、10億107万円余の減少となった。そのうち9億91万円余の減少は個人県民税が占めており、平成24年度から市町と協働で進めてきた特別徴収の徹底の取組など、徴収強化に努めてきた成果が現れたものと考えられる。</p> <p>また、個人県民税（均等割・所得割）の収入率は、平成24年度以降の上記取組による滞納繰越額の減少もあって、平成29年度は前年度より0.7ポイント上昇し95.6%を確保した。全国順位は平成21年度以降続いていた最下位を脱出し、平成24年度以降は順位を上げてきており、28年度37位、29年度も37位と改善が図られてきた。自主財源である県税の確保は重要な命題であり、個人県民税の徴収については、まだ工夫の余地があると思われるので、引き続き市町と協働での対策を進めるなど、より一層の徴収強化に努められたい。</p> </li> <li>・ 県税関係以外 <p>平成29年度の実収入未済額は41億2,969万円余で、前年度に比べ、1.7%、6,722万円余の増加となった。</p> <p>未済額の主なものは、1件が13億円を超えるものがあるなど合計で約19億4,595万円余となっている中小企業高度化資金貸付事業等特別会計に係る貸付金償還金、平成25年度に発生した、愛鷹山麓での不法投棄に係る7億4,304万円余の産業廃棄物原状回復代行費用返納金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金、県営住宅に係る公営住宅使用料、生活保護費返還金等である。また、平成29年度は新規産業立地事業費補助金等の返還において、新たに7,200万円余の未収が発生しており、県債権管理マニュアルに沿って債務者に償還の働きかけをしている。</p> <p>県税関係以外の未収金については、全庁的な観点から部局を横断して対策に取り組む「税外収入債権管理調整会議」を設置し、平成23年度から過年度未収金について、回収目標や整理目標を立て縮減に向けた各種の取組を行っている。平成29年度においては、23年度に策定した県債権管理マニュアルを実務に即した内容に大幅に改訂し、また債権所管課と管財課が共同して債権徴収管理を開始するなど、取組に工夫が見られる。今後も収入未済の縮減・解消に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努力されたい。</p> </li> </ul>

(3) 事業繰越の縮減について	<p>翌年度への繰越の状況は、一般会計で484億2,370万円、前年度比99.3%と前年度並みとなった。特別会計については16億4,678万8千円で、前年度比105.4%と増加している。また、一般会計では、地滑り対策現場での想定外の事故により、平成29年度内の完了が困難となったことによるもの1件1億3,185万9千円の事故繰越も発生している。</p> <p>平成29年度は、通常分が公共事業の進捗や大規模事業の進捗に伴い繰越額が前年度に比べ13億7,674万円余減少している一方で、追加分（国補正や災害発生に伴う事業の繰越）は、原発防災資機材の整備にかかる助成事業や台風発生に伴う災害復旧費の増加等により9億7,088万円余増加している。引き続き、事業効果を早期に発揮できるよう、関係機関等との十分な調整を行うなど、的確な計画立案及び効率的な予算執行を図り、繰越額の縮減に努められたい。</p>
(4) 不用額について	<p>歳出予算における不用額は、一般会計では、138億2,408万5千円で、前年度比140.5%、39億8,312万4千円の増加となっている。また、特別会計では、16億2,226万4千円で、前年度比135.4%、4億2,443万4千円の増加となっている。</p> <p>一般会計の内訳の中で増加している主なものは、対象事業費の確定時期が遅れたことによる道路関係国庫補助事業費、社会資本整備総合交付金事業費や現年補助災害土木復旧費などである。</p> <p>一方、静岡県立病院機構貸付金、緊急地震・津波対策等交付金、新規産業立地事業費助成など、事業費の確定や実績に伴うものについて、不用額が減っている。</p> <p>平成29年度の不用額は、前年度を大きく上回っており、その中にはやむを得ない事情によるものもあると思われるが、財政の健全化を推進し財源の有効な活用を図るため、予算の適正額の確保と適時・的確な見直しによる不用額の縮減について、当初予算計上時から精度の高い所要経費の見積りを行うとともに、事業の進捗状況を的確に把握した上で補正等を行い、効率的な予算執行に努められたい。</p>
(5) 財務会計事務等の適正な執行について	<p>平成29年度定期監査等において、旅費の不正受給、障害福祉サービス事業者の指定等に係る複数の不適切な事務処理など25件が監査結果として一番重い「指摘」となったほか、河川占用料の徴収誤り、歳入の会計年度誤り等49件が「注意」となった。監査結果は、指導、意見等を含めると全体で228件、前年度に比べ84件の減少となっている。</p> <p>監査結果の項目別件数では、財務関係が68件であり、前年度より54件減少している。会計事務処理の誤りについては、担当職員の関係法令等の理解不足などに問題があり、毎年のように発生する事務処理ミスに対しては、担当者の資質向上とともに、個人のミスや処理の遅延を組織として防止する体制づくりの強化が重要である。出納局をはじめ、各部局で技術職員や臨時職員、非常勤職員も対象に加えた研修を実施してきたことなどにより、監査結果の件数も減少しておりミスを防ぐ取組の成果と言える。</p> <p>一方で、同じような誤り（非常勤嘱託員の休暇に関する誤りなど）が複数の所属で発生するなど、制度自体が分かりにくいことに原因があると思われる案件も見られた。</p> <p>今後も正確な会計事務の大切さを認識したうえで、職場内の実効性のあるチェック機能の強化はもとより、制度や仕組みの再点検を行うなど、適正な会計事務の執行に努められたい。</p>
(6) 財産管理等について	<p>財産管理に係る事務については、「指摘」となるような重大な誤りはなかったが、囲いわなか盗難に遭い「注意」となった案件が発生したほか、財産台帳の未作成、記載漏れ、公有財産異動報告書の未提出などの、事務処理上の不適切な事例が散見されている。県有財産は、県民の財産であるという意識をもって、また、平成29年度決算から統一的な基準による地方公会計が導入されたことから、適切な管理に努められたい。</p> <p>一方で、県では、平成25年度にファシリティマネジメントの実施方針を作成し、「総量適正化」、「施設の長寿命化」、「維持管理経費の最適化」、「施設の有効活用」の4本柱により、経営的な視点から県有施設を総合的に企画・管理・活用する取組を行っている。とりわけ、「総量適正化」に向けた未利用財産の売却については、平成20年度から5年ごとに売却計</p>

	<p>画を策定し未利用地の売却を進めてきており、平成 20～24 年度は 88 億 6 百円余、平成 25～29 年度は 67 億 4 千 6 百万円余を売却し、売却計画に対する達成率はそれぞれ 74.4%と 75.7%であった。さらに平成 30 年度から 5 か年の「県有財産の売却計画」を策定し、88 箇所、約 20.7 ヘクタール、55 億 6 千 5 百万円余の売却を進めていくこととしている。今後とも適正な売却に取り組むとともに、未利用財産の掘り起こしなどにより計画に含まれていない売却可能な土地が生じた場合には、速やかに計画に取り込むなどの見直しを行いながら、積極的な売却を行い、「総量適正化」を推進されたい。</p> <p>さらに、「施設の長寿命化」、「維持管理経費の最適化」、「施設の有効活用」についても、引き続き、積極的に取り組まされたい。</p>
--	---

## (2) 基金運用状況に対する審査の実施状況

### ア 審査の対象

静岡県立美術館建設基金

### イ 審査の期間

平成 30 年 7 月 24 日から平成 30 年 8 月 28 日まで

### ウ 審査の結果及び意見

審査の結果、本基金は適正に運用されており、計数にも誤りはなかった。

## (3) 公営企業会計に対する決算審査の実施状況

### ア 審査の対象

平成 29 年度静岡県工業用水道事業

平成 29 年度静岡県水道事業

平成 29 年度静岡県地域振興整備事業

平成 29 年度静岡県立静岡がんセンター事業

### イ 審査の期間

平成 30 年 7 月 24 日から平成 30 年 8 月 28 日まで

### ウ 審査の結果

工業用水道事業ほか 3 事業の決算報告書及び財務諸表は、いずれも地方公営企業法等関係法令に準拠して作成され、平成 30 年 3 月 31 日現在の財政状況及びその日をもって終了する事業年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

また、一部に厳しい経営状況の事業もあるが、各事業は、地方公営企業の基本原則の趣旨に従い、おおむね適正に運営されているものと認める。

### エ 審査の意見

(1) 工業用水道事業	<p>工業用水道事業は、給水先が前年度比 2 箇所増、実給水量は前年度比 287 万 6 千立方メートル増加しており、全体としては黒字経営であるが、当年度純利益が前年度比 3,910 万 4 千円 (11.7%) の減益となった。</p> <p>工業用水道別に見ると、7 工業用水道のうち 4 工業用水道で当年度純損益が前年度より改善している一方で、経常収益の半分を担っている東駿河湾工業用水道事業では純利益が前年度より減少している。また、中遠、西遠の 2 工業用水道は赤字となっており、静岡、中遠、西遠、湖西の 4 工業用水道が累積赤字となっている。</p> <p>今後、管路等施設の大規模更新時期を迎え、費用の増加が見込まれることから、より一層の経営努力が求められる。</p>
-------------	--

	<p>こうした状況の中、施設更新の基本計画である「水道施設更新マスタープラン」（平成29年3月策定）に基づく「第5期長期修繕・改良計画」（平成30年3月策定）及び、平成30年度から10年間の経営の基本計画である「経営戦略（第4期中期経営計画）」を策定し平成30年3月に公表している。</p> <p>こうした点を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給水量は、前年度と比較して増加をしているが、経済情勢の変化や節水技術の向上等により、中長期的には減少が見込まれることに加え、大規模な施設更新に莫大な費用を要するなど、将来的には厳しい経営状況が見込まれる。</li> </ul> <p>また、工業用水道事業全体の平成29年度純損益は、黒字を確保しているものの前年度と比べて減少している。</p> <p>このことから、「経営戦略（第4期中期経営計画）」や「第5期長期修繕・改良計画」について、着実な進捗を図るとともに、進捗状況の管理や評価を適切に行うなど、将来に亘る経営の健全化に努められたい。</p> <p>一方、従来からの懸案である、施設利用率が低く、累積赤字となっている工業用水道については、企業誘致担当部局等と連携し雑用水利用の促進も含めた新規需要開拓の取組について、引き続き努められたい。</p>
(2) 水道事業	<p>水道事業は、当年度純利益が前年度比1億1,293万4千円（10.1%）の増益となった。3水道事業すべてにおいて純利益が前年度に比べて増加し、黒字経営を維持しているものの、給水量は前年度と比較して34万4千立方メートル（0.4%）減少している。</p> <p>また、今後、施設や設備の更新時期を迎えることから、費用の増加が見込まれる。</p> <p>こうした点を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 黒字経営が安定して継続しているが、今後、人口減少等の影響による水需要の低下や管路等施設の大規模更新を行うにあたっての費用の増加が見込まれている。</li> </ul> <p>このことから、平成30年3月に策定・公表した「経営戦略（第4期中期経営計画）」や「第5期長期修繕・改良計画」について、着実な進捗を図るとともに、進捗状況の管理や評価を適切に行うなど、将来に亘る健全経営の維持に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道事業は、県民の生活に密着した重要なライフラインであり、平成30年7月の西日本豪雨による災害において、被災した水道の早期復旧がいかにか大事であるかということが教訓とされたことから、施設の更新や耐震化を計画的に進めるとともに、災害や事故に強い体制の維持に努められたい。</li> </ul>
(3) 地域振興整備事業	<p>地域振興整備事業は、レディーメード方式による富士山麓フロンティアパーク小山造成事業並びにオーダーメード方式による長泉南一色工業用地造成事業、清水町久米田工業用地造成事業及び森中川下工業用地造成事業に加え、平成29年度からセミ・オーダーメード方式による藤枝高田工業団地造成事業に着手している。</p> <p>平成29年度は、土地売却の実績がなかったため、土地売却収益はなく、事務費等の費用が収益を上回ったため、当年度純損益は赤字となり、累積欠損金が増加した。</p> <p>こうした点を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ レディーメード方式による富士山麓フロンティアパーク小山造成事業については、工業用地の造成工事は計画通り今年度中に完了する見込みであることから、従前より進めていた分譲に向けた取組について、早期完売へ向けてより一層強化されたい。</li> <li>・ 平成29年度に着手したセミ・オーダーメード方式による藤枝高田工業団地造成事業については、現在進めている実施設計について滞りなく実施し、計画通り造成工事に着手できるよう事業を推進されたい。</li> <li>・ オーダーメード方式による3事業のうち、造成中で引渡し完了していない森中川下工業用地造成事業については、計画通り平成30年度中の引渡しができるよう事業の推進に努められたい。</li> </ul>

<p>(4) 静岡がんセンター事業</p>	<p>静岡がんセンターは、平成 14 年 9 月の開院以来、15 年が経過し、「患者さんの視点の重視」を基本理念として、最善のがん医療の提供や相談支援体制の充実により日本を代表する高度がん専門医療機関へと成長してきた。</p> <p>開院当初は 313 床であった病床数は段階的に増床を重ね、平成 29 年度は 4 床増の 607 床となったが、615 床の全床開棟には至っていない。</p> <p>また、平成 29 年度の経営状況は、病院事業は利益を生じたが、研究所事業の損失を補うことができず 9 千 6 百万円余の純損失が生じ、未処理欠損金も増加した。</p> <p>こうした点を踏まえ、次のとおり意見を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 29 年度の病院事業の純利益は、平成 28 年度末に策定した新公立病院改革プランの収支計画を上回るものであったが、研究所事業の損失を含めた全体では損失に転じており、結果として未処理欠損金も増加している。</li> </ul> <p>しかしながら、新公立病院改革プランは平成 30 年度以降に大きく収支状況が改善する計画であり、これにより未処理欠損金の減少も見込まれることから、新公立病院改革プランが確実に遂行されるよう効率的な病院経営に取り組まれない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過年度未収金は、欠損処分等により前年度に比べ減少したものの、依然として 1 億 5 百万円余と多額に上るので、引き続き、新たな収入未済の発生防止と早期回収に努められたい。</li> <li>・ 医師、看護師確保対策の取組による医療スタッフの充実により、平成 29 年度の稼働病床数は 607 床と前年度より 4 床増床となったが、全床開棟に向けて、全国的に確保競争が継続している麻酔科医師等、引き続き、配置定数に対して不足している医師確保に向けて取り組まれない。</li> </ul>
-----------------------	--

## 7 健全化判断比率等審査

### (1) 健全化判断比率審査の実施状況

#### ア 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

#### イ 審査の期間

平成30年8月13日から平成30年8月28日まで

#### ウ 審査の結果

審査に付された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、算定された健全化判断比率は誤りのないものと認められる。

区 分	平成29年度 健全化判断比率	平成28年度 健全化判断比率	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	3.75%	5%
連結実質赤字比率	—	—	8.75%	15%
実質公債費比率	13.4%	13.5%	25%	35%
将来負担比率	238.4%	228.0%	400%	

(注) 実質赤字額、連結実質赤字額が生じない場合の比率は「—」と表示

#### エ 審査の意見

実質公債費比率	平成29年度の実質公債費比率は13.4%で早期健全化基準（25%）未満であり、前年度実績（13.5%）に比べて0.1ポイント改善している。 今後も公債費の縮減等により財政負担のより一層の軽減に努められたい。
将来負担比率	平成29年度の将来負担比率は238.4%で早期健全化基準（400%）未満であるが、前年度実績（228.0%）に比べ10.4ポイント悪化している。 また、将来負担額の大半を占める地方債現在高が3兆2,355億1,125万2千円と多額で、前年度に比べ618億2,651万9千円増加しているため、将来、財政を圧迫することがないように、地方債などの将来負担額の適正な管理に努められたい。

#### (参 考)

##### 【健全化判断比率とは】

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持ちます。

実質赤字比率	一般会計等の赤字の程度を指標化したものです。財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
連結実質赤字比率	一般会計及びすべての特別会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化したものです。地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

実質公債費比率	借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したものです。この比率が高いほど、返済負担が重いことを表します。
将来負担比率	一般会計等の将来支払っていく財政負担（地方債現在高及び債務負担行為額）だけでなく、将来支払っていく可能性のある財政負担（地方公社等に係る実質的な負債等）を指標化したものです。この比率が高いほど、将来的に財政が圧迫される可能性が高いことを表します。

## (2) 資金不足比率審査の実施状況

### ア 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に規定する次に掲げる公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- ・ 静岡県工業用水道事業会計
- ・ 静岡県水道事業会計
- ・ 静岡県立静岡がんセンター事業会計
- ・ 静岡県地域振興整備事業会計
- ・ 静岡県流域下水道事業特別会計
- ・ 静岡県清水港等港湾整備事業特別会計

### イ 審査の期間

平成30年8月13日から平成30年8月28日まで

### ウ 審査の結果

審査に付された次の公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

平成29年度は、いずれの公営企業会計においても資金不足額はなく、資金不足比率は生じていない。

区分		公営企業会計名	平成29年度 資金不足比率	平成28年度 資金不足比率	経営健全化 基準	
法 適用 企業	宅地造成 事業以外	静岡県工業用水道事業会計	—	—	20%	
		静岡県水道事業会計	—	—		
	静岡県立静岡がんセンター事業会計	—	—			
	宅地造成	静岡県地域振興整備事業会計	—	—		
法非 適用 企業	宅地造成 事業以外	静岡県流域下水道事業特別会計	—	—		
	宅地造成	静岡県清水港等港湾整備事業特別会計	—	—		

(注) 1 法適用企業とは、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の全部又は一部が適用される公営企業のことをいう。

法非適用企業とは、地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する政令で定める公営企業のうち、法適用企業以外のものをいう。

2 資金不足額が生じない場合の比率は、「—」と表示

### エ 審査の意見

平成29年度は、いずれの公営企業会計においても資金不足額はなく、資金不足比率は生じていない。引き続き、健全な公営企業の経営に努められたい。



(参 考)

【資金不足比率とは】

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの事業の規模に対する資金の不足額の比率です。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。この比率が一定基準以上となった場合は、経営健全化計画を策定し、経営の健全化を図らなければなりません。

【法適用企業と法非適用企業の経理事務】

法適用企業は地方公営企業法の規定の全部又は一部が適用される公営企業であり、企業としての経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を図るように運営されることを確保するために経理事務は企業会計方式で行われます。

法非適用企業は、地方公営企業法の適用を受けない公営企業であり、経理事務は官庁会計方式で行われます。



## 8 例月出納検査

### (1) 根拠

地方自治法（以下「法」という。）第235条の2第1項に基づき、普通地方公共団体の現金の出納について検査を行うこととなっています。

### (2) 検査の対象

ア 普通会計（一般会計・特別会計）、歳入歳出外現金及び基金

イ 公営企業会計

- ・ 企業局会計（工業用水道事業会計、水道事業会計、地域振興整備事業会計）
- ・ 静岡がんセンター事業会計

### (3) 実施時期・方法

ア 実施時期

法第235条の2第1項では「毎月例日を定めて」検査することとされており、本県では、静岡県監査委員に関する条例第10条で、毎月25日から月末までの間に行うこととしています。なお、検査の対象は、原則として前月分です。

<平成30年度実績>

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日	27	31	29	31	31	28	31	30	28	31	28	28

イ 実施方法

原則として、書面検査ですが、毎年1回は面接検査を行うこととしています。

（平成30年度は、平成31年1月が面接検査）

なお、予備検査については、平成16年度から検査の正確性、透明性及び効率性を高めるため、公認会計士の一部を委託して実施しています。

（平成30年度は、普通会計等と企業局会計の予備検査を外部委託で実施）

### (4) 検査結果

30年度は、出納関係諸帳簿及び証拠書類等を照合検査した結果、いずれも適正でした。

### (5) 結果報告

検査の結果は、法第235条の2第3項の規定に基づき、県議会及び知事に報告することとされており、本県では検査の都度、その結果を書面で報告しています。

## 9 住民監査請求に基づく監査

### (1) 監査実施状況

年度	区分 前年度からの繰越	受付	却下	受理			翌年度への繰越
				勧告	棄却	却下	
平成26年度	0	1		1	1		0
平成27年度	0	1		1	1		0
平成28年度	0	3		2	1	1	1 (注)
平成29年度	1	3		4	4		0
平成30年度	0	2		2	2		0

(注) 平成29年3月下旬に受付したため、受理等の判断は翌年度へ繰り越した。

### (2) 監査の結果 (平成30年度)

請求年月日	H30.10.25	請求者	桜井建男
監査の対象	学校法人南陵学園に対する私立学校経常費補助金（以下本表において「補助金」という。）の交付		
請求の概要	<p>ア 静岡県が平成29年12月8日に学校法人南陵学園（以下「南陵学園」という。）に対し、補助金として1,930万円を交付した分のうち、同法人の理事長が同月11日に1,900万円を同法人の評議員会に諮らず、無担保で理事長と学園長の夫婦が経営する産業廃棄物処理会社名義の銀行口座に送金（以下「本件支出」という。）したのは、補助金の目的外支出であって違法無効である。よって、静岡県知事は同学園、理事長、理事（学園長）及び同産業廃棄物処理会社らに賠償請求する義務を負う。</p> <p>イ 静岡県は同学園に平成30年度分の補助金を年度末まで4回に分けて交付することになっているはずであるから、アの賠償がなされ被害回復されるまで、新たな補助金分割金の交付を差止めする等、静岡県に対して必要な措置を講ずることを求める。</p>		
監査の結果と通知日	棄却 (H30.12.20)		
結果の概要	<p>本件補助金の用途は、人件費、教育研究費及び管理経費（以下「3経費」という。）のうち、県が定める補助対象から除く経費以外であればよく、補助金額の算定においては、補助率という概念はない。</p> <p>南陵学園が知事に提出した平成29年度補助金の実績報告書（以下「実績報告書」という。）には補助対象事業費科目としての3経費の決算額、その財源内訳として補助金充当済額と南陵学園負担額等の記載がある。補助対象事業費の合計額が補助金充当済額（＝補助金交付額）を上回っていたので、交付した補助金は全て補助対象事業費に充てられたと判断できる。</p> <p>実績報告書には、本件支出に該当する科目の名称や金額の記載はなく、南陵学園への調査において、実績報告書に記載した補助対象事業費には、3経費に該当する経費のみを計上し、本件支出については計上していないとの回答があり、かつ、補助金の目的外支出と思われる不自然な支出は確認できなかった。以上により、本件支出は、実績報告書に記載された補助対象事業費ではないと判断できる。</p> <p>補助金に係る収入と支出について、南陵学園では学校法人の一般的な会計の中で管理し、入金後の補助金は学生等納付金等と共に学校法人全体の収入に内包され、そこから補助対象となる経費が支出されている。南陵学園への調査で決算書や総勘定元帳等の書類を確認したが、平成29年12月8日に交付された補助金については、同日付で補助金収入として処理され、補助対象事業費の各科目の支出についても不自然な点は確認できず、また、その支出の財源が補助金であるのか、南陵学園が負担した財源であるのかを区別することはできない。</p> <p>併せて、補助金の交付の決定から交付額の確定までの一連の手続は、県補助金交付規則に従って適正に行われていることを確認した。</p> <p>よって、本件支出は、実績報告書に記載された補助対象事業費ではなく、補助金の目的外使用に当たるとは言えない。また、補助金の交付手続については適正である。</p>		

請求年月日	H31.1.16	請求者	寺澤暢紘
監査の対象	平成29年度民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金（以下本表において「福祉補助金」という。）の交付		
請求の概要	<p>福祉補助金において、交付先の団体として適格性に疑義があるものがある。さらに交付先団体が実施する事業内容が民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金交付要綱(以下「県要綱」という。)の趣旨に合致していないものがあり、県財政に損害を与えている。具体的には、以下の団体に対する福祉補助金(合計5,905千円)の交付は不適切である。</p> <p>ア 静岡県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)(同補助金315千円)  イ 静岡県民生委員児童委員協議会(以下「民児協」という。)(同補助金2,340千円)  ウ 静岡県社会福祉法人経営者協議会(以下「経営協」という。)(同補助金540千円)  エ 静岡県保育連合会(以下「保育連合会」という。)(同補助金1,575千円)  オ 静岡県保育士会(以下「保育士会」という。)(同補助金1,135千円)</p>		
監査の結果と通知日	棄却(H31.3.14)		
結果の概要	<p>ア 県社協</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、県要綱に基づき、県社協が自ら行う事業(一般財団法人静岡県遺族会(以下「遺族会」という。))が行う研修事業への助成)に要する経費として315千円を交付した。福祉補助金の交付を受けた県社協は、県社協の助成金交付要綱(以下「県社協要綱」という。)に基づき、遺族会が行う研修事業に対し、同額の県社協助成金を交付した。当該助成金の交付は、地域福祉の根底を支える平和教育への助成であり公的性格が強く、県社協が地域福祉の中核的存在である特性を活かし実施したものであり、県要綱が定める事業に該当する。</li> <li>遺族会は、福祉補助金の交付を受けた県社協の助成金交付要綱における助成先団体であり、助成金交付先として適格性がある。また、同会は、英霊の顕彰や戦没者遺族の福祉増進等に関する事業等のほか、毎年、地域福祉の根底を支える平和教育や平和を語り継ぐ後継者の育成を目的とする地域福祉活動(研修事業)を行う団体であり、民間の社会福祉団体であることを否定する理由は見当たらない。</li> <li>遺族会は毎年研修事業を実施しているが、平成29年度は参加者負担等の軽減のため、同研修会を遺族会創立70周年記念式典の記念講演会として実施した。同式典は記念講演と記念式典(表彰式等)に分かれ、前者の費用には県社協助成金が、後者の費用には県が別途交付した同記念式典開催事業費補助金が充てられ、各々経費についても区分されており、県が二重に補助金を交付したとは認められない。</li> </ul> <p>イ 民児協</p> <p>県要綱等に基づく補助金等交付先団体として適格性がある。非常勤の地方公務員である民生委員・児童委員が団体の構成員とはいえ、同会は、地域福祉を担う民生委員等の職務を遂行するため必要な研修等の事業を行う社会福祉を推進する団体である。こうした団体を補助金等交付先団体とすることは、補助金交付の根拠法である地方自治法の適用において、知事が有する裁量権を濫用したとは言えない。</p> <p>ウ 経営協</p> <p>経営協の事業は、施設利用者等が参加する球技大会と施設利用児等が制作した作品成果の展示展であり、前者は県内児童福祉施設利用者がスポーツを通して体力の増強と精神の高揚と青少年の健全育成を図ることを目的とし、後者は施設利用児等の社会性の発達の促進や一般の方々が施設利用児等への理解を図ることを目的として行われたもので、構成員である社会福祉法人の健全な施設運営を図るとする当該団体の目的に合致し、かつ県要綱で定める事業に該当する。</p> <p>エ 保育連合会及び保育士会</p> <p>両団体とも県要綱等に基づく補助金等交付先団体として適格性がある。公立保育所や公立保育所で働く保育士が会員に含まれるが、補助金等の交付対象は構成員ではなく団体である。また、公立や私立の保育所や保育士が互いに交流を図り、情報交換することで、保育所の組織基盤の強化や保育士の資質向上につながるため、民間保育所や民間保育士に関わる事業に限定しないからといって、補助金交付の根拠法である地方自治法の適用において、知事が有する裁量権を濫用したとは言えない。</p>		